

## ○ 計画作成対象施設の調べ方など

- 計画を作成しなければならない施設※1は「札幌市地域防災計画」で確認できます。
- 「札幌市避難確保計画作成支援システム」では、オンライン上で計画の作成・提出と訓練実施報告ができますので、ご活用ください。

札幌市地域防災計画  
(水防計画・資料編3に掲載※1)

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/keikaku.html>



掲載している施設のみ利用可

札幌市避難確保計画  
作成支援システム※2

<https://hinankakuho.city.sapporo.jp/>



※1 新しく計画を作成しなければならない施設は翌年度以降に掲載されます。新規開業や移転した施設は直ちに掲載されません。

※2 ログインにはIDとパスワードが必要です。詳細は、危機管理局へご問合せください。

分類	種別	例
社会福祉施設	高齢者関連施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者共同住宅(有料老人ホームに該当するものに限る)、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、通所介護(地域密着型含む)、認知症対応型通所介護、介護医療院
	障がい者関連施設	身体障害者社会参加支援施設、生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、共同生活援助、福祉ホーム、地域活動支援センター、施設入所支援、地域共同作業所
	児童関連施設	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター
		助産施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、母子生活支援施設
		乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童相談所、児童自立支援施設、児童心理治療施設、小規模住居型児童養育事業の用に供する施設
認定子ども園、一時預かり事業の用に供する施設		
保育所(認可・認可外)、地域型保育事業の用に供する施設		
放課後児童健全育成事業の用に供する施設		
子育て世代包括支援センター		
その他	救護施設	
学校	学校関連施設	幼稚園(市立)、小学校(市立)、中学校(市立)、中等教育学校(市立)、義務教育学校
		特別支援学校(市立)
		幼稚園(私立)、小学校(私立、附属)、中学校(私立、附属)、中等教育学校(私立)、特別支援学校(道立、私立)
医療施設	医療関連施設	病院、有床診療所または人工透析を行う施設、有床歯科診療所

# 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



## 避難確保計画とは

- 水防法や土砂災害防止法に基づき、災害のおそれが生じた場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
- 札幌市地域防災計画に位置付けられた施設は計画を作成する義務があります。

令和7年7月



避難確保計画の全般に関する問合せ先  
札幌市危機管理局 011-211-3062

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/hinankakuho.html>



# ○ 避難確保計画を作るために定めること

## 1 基本的な事項・災害リスク

- 施設の基本的なことを整理しましょう。  
(利用形態、建物の階数、施設職員の人数、施設利用者の人数)
- 洪水や土砂災害などの災害リスクを確認しましょう。



災害リスクはハザードマップなどで確認できます。

札幌市のハザードマップ

<https://www.city.sapporo.jp/kikikani/higoro/hazardmap/hazardmapindex.html>



札幌市地図情報サービス

[https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web\\_gis/web\\_gis.html](https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html)



## 2 防災体制に関する事項

- 施設職員の役割をあらかじめ整理しましょう。



「統括指揮者」  
全体を指揮する職員



「避難誘導班」  
利用者を避難誘導



「情報連絡班」  
情報収集や伝達を担当



「装備品等準備班」  
避難誘導に必要な設備  
や備品等を準備・点検

夜間や休日など職員が集まるのが難しい場合も想定しましょう。



「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用について」(国土交通省)  
([https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_leaflet.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_leaflet.pdf))を基に作成

## 3 避難場所に関する事項

- あらかじめ避難場所や避難経路を整理しましょう。

<b>立退き避難 基本的 避難行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。</li> <li>・ 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定(福祉)避難所、指定緊急避難場所等があります。</li> </ul>
<b>屋内安全確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。</li> <li>・ ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。</li> </ul>



- 「屋内安全確保」を行う場合、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を準備しておきましょう。

## 4 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として札幌市から「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されたときです。

警戒レベル	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>
避難情報等	早期注意情報 (警戒の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

通所型の施設では、事前休業を判断することで利用者の安全確保につながります。

## 5 防災教育及び訓練の実施(訓練結果報告の義務があります)

- 年に1回以上、防災教育と避難訓練を実施しましょう。

例)立ち退き避難訓練



例)屋内安全確保訓練



例)図上訓練

